

寄付金控除のご案内

まち・コミュニケーションは、2015年2月3日に「認定NPO法人」となりました。これにより、ご寄付（当団体の場合は賛助会費を含みます）をくださった方は、寄付金控除等税の優遇措置を受けることができます。（正会員費と購読会員費は対象外です）

● 個人の場合

個人が認定NPO法人等に対して、2,000円を超える寄附金を支出した場合には、所得控除または税額控除の適用を受けることができます。（確定申告の際に、寄付金の領収証の添付する必要があります。）

● 法人の場合

寄付金の一般の損金算入限度額とは別枠で損金算入ができます。（確定申告の際に、明細書を添付し、寄付金の領収書を保存しておく必要があります）

● 相続または遺贈により財産を取得した方が相続財産を寄付する場合

認定NPO法人に対し相続税の申告期限内に寄付した相続財産は、一定の場合を除いて、相続税の算定において、相続税の課税対象から除かれます。（相続税申告の際に、寄付金の領収書を添付する必要があります）

※ 詳しくは所轄税務署にお問い合わせください。

※ 領収証は基本的に、ご寄付をいただいた後に発行する「季刊まち・コミ」（3ヶ月に1回発行）に同封させていただきます。お急ぎの方は事務局までご連絡ください。

活動に対するさらなる応援を、よろしく願いいたします



認定NPO法人 まち・コミュニケーション
〒653-0014 兵庫県神戸市長田区御蔵通 5-211-4-101
ホームページ <http://park15.wakwak.com/~m-comi/>